

安城市介護保険

住宅改修

Q & A

(R8.4.1改定版)

手すりの取付け

No.	項目	質問	回答
1	手すりの形状	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要である。
2	老朽化した手すり	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、支給対象となるか。	単に老朽化したことが原因である場合は、支給対象とならない。
3	手すりの取り付け範囲（階段）	「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものとあるが、「等」には階段も含まれると考えてよいか。	階段も含まれる。
4	手すりの取り付け範囲（居室内）	和室において、立ち上がり動作困難な場合や移動に使用するため、柱と柱を利用したり、壁を利用して手すりを取り付けすることは、居室内でも手すりの取付けとして支給対象となるか。	支給対象となる。
5	固定材	住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤（エポキシ材）による取付けは支給対象となるか。	支給対象となる。 ※強度が十分であることが確認されているものでなければならず、市販の接着剤等は不可とする。 ※表面にクロスが貼ってある壁の場合、負荷が掛かった時に表面のクロスごと剥がれてしまう恐れがあるので、そのようなケースでは支給対象とならない。
6	手すりの種類	階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、支給対象となるか。	動作または取り付け位置の環境条件から可動の必要がある場合には支給対象となる。 ※ただし、支柱等がネジ等で固定されているものに限る。
7	手すりの種類	「便器を囲んで据え置く手すり」のうち、ねじ止め等の工事で床に固定するものは、支給対象となるか。	ねじ等で床に固定する場合に限り、支給対象となる。
8	手すりの種類	家具や下駄箱等の固定されていない家具への手すりの取付けは支給対象となるか。	支給対象とならない。 ただし、住宅と一体となった家具（備え付け家具）や家具や下駄箱等が固定されている場合の取り付けは支給対象となる。  ※家具や下駄箱等が固定されている場合は、固定されていることがわかるよう事前申請時に固定された箇所の写真等が必要である。
9	手すりの種類	前方ボード付手すりは、支給対象となるか。	前方ボードの使用用途として、便器への移乗、便器からの立ち上がり、排便時の姿勢保持があることに加え、住宅改修告示第一号の掲げる「手すりの取付け」として、移乗動作に資することを目的としていること、また形状として「適切なものとする」とあることから、支給対象とする。
10	手すりの種類	照明付き手すりは、支給対象となるか。	理由書にて、照明付き手すりを必要とする要因が明確であり、かつ手すり本体と電気工事費が分離又は按分できるのであれば支給対象となる。できない場合は支給対象とならない。
11	手すりの種類	壁の強度がなく、手すりを設置できないため、代わりに手を掛ける場所として、「手掛り」を設置する場合、支給対象となるか。	手すりとしての機能もなく、また安全面から見ても適切ではないため、支給対象とならない。
12	付加機能付き手すり	付加機能付きの製品を設置した場合は、支給対象となるか。	紙巻器付き手すり、棚付き手すり、ベンチ付手すり、ペーパーホルダー付手すり、スライドバー付シャワーフック（手すり機能付き）など、保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合、対象部分と対象外部分の費用に按分する必要がある。 按分できない場合は支給対象とならない。

手すりの取付け

No.	項目	質問	回答
13	複数機能付き手すり	複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合は、支給対象となるか。	手すり付き踏み台など複数の機能を持つ製品を設置した場合で、それぞれの機能の必要性が明確であれば支給対象となる。  ※ここで言う複数の機能とは、介護保険対象の機能（手すり、踏み台等）を指す。
14	転落防止の柵	階段において、手すりを設置しても、手すりと階段の間から転落する恐れがあるので、柵付きの手すりを設置する場合は支給対象となるか。	手すりの目的は転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立てることであり、転落防止の柵は支給対象ではないため、手すり部分のみ按分して支給対象となる。
15	転落防止の柵	通路の片側が崖になっており、転落の恐れがあるため、柵の代わりとして手すりを設置する工事は支給対象となるか。	手すりとしてではなく、柵の機能を期待して設置する場合は、支給対象とならない。
16	設置場所	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は支給対象となるか。	対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
17	設置場所	2階が店舗兼居住スペースとなっており、そこに上がる階段が1ヶ所しかない場合に階段に手すりを設置することは支給対象となるか。	外出するために必要な生活動線であれば、転倒予防もしくは移動または移動動作のために必要な理由が明確であれば支給対象となる。
18	設置場所	敷地の手前に店舗、奥に家があり、外出するためには必ず店舗内を通らなければいけない場合に、家の玄関から店舗までの間に掴まる場所がなく転倒予防等のために手すりを設置したいが、支給対象となるか。	今回のケースにおける自己の敷地内で玄関から店舗までの間は、外出するために必要な生活動線であるため、転倒予防もしくは移動または移動動作のために必要な理由が明確であれば支給対象となる。
19	設置場所	住宅内にトイレが2ヶ所あり、そのどちらにも手すりを設置することはできるか。	被保険者本人の身体状況や生活動線により判断する。 例えば、居室近くと寝室近くにトイレがあり、身体状況から日中は居室にいて、居室近くのトイレを使用し、夜間は寝室近くのトイレを使用する場合は支給対象となる。 なお、1階と2階にトイレがあり、普段の生活は1階でしており、仏壇に線香をあげるために仏間がある2階を利用する場合などは、1階のトイレに手すりを設置することは支給の対象となるが、2階のトイレに手すりを設置することは生活動線から外れるため支給対象とならない。
20	設置目的	歩行ができない被保険者を背負って階段を昇降するために手すりを設置する場合は支給対象となるか。	被保険者本人が全く使用せず、介助者の負担軽減のためだけの改修は支給対象とならない。
21	手すりの位置の移動	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は、支給対象となるか。	工賃のみ支給対象となる。
22	手すりの変更	要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、支給対象となるか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給対象となるか。	要介護者の心身状況の変化に起因するものであれば、共に支給対象となる。ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載すること。
23	付帯工事	手すりを設置するために壁紙をはがす必要があるが、見栄えが悪くなるので、手すり設置以外の面の壁紙も変更する。必要な費用として支給対象となるか。	手すり設置に必ず必要になる部分以上の範囲は対象にはならない。自費対応となる。

## 段差の解消

No.	項目	質問	回答
1	玄関以外のスロープの設置	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として支給対象となる。なお、玄関ではなく掃出し窓に設置しなければいけない理由を本人の身体状況とあわせて理由書に記載すること。
2	段差の解消	掃出し窓と地面までの高さがあるため、スロープを設置するにも9メートル以上必要となり、敷地からみてもスロープの設置が不可能であるため、段差解消のため階段を取り付ける場合は支給対象となるか。	日常生活の動線上、掃出し窓からの出入りが必要である場合、段差の解消として支給対象となる。ただし、この場合スロープを必要とする人が階段昇降することになるため、安全面での配慮も必要となるので留意すること。
3	浴室の段差解消工事	床段差を解消するため浴室にすのこを制作し、設置する場合は支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
4	上がり框の段差緩和工事	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないもの（原則、金具等で固定してあるもの）は段差の解消として支給対象となるが、持ち運びが容易なものは支給対象とならない。また、上がり框を2段にする工事は段差の解消として支給対象となる。
5	上がり框の段差緩和工事	上がり框の段差の緩和のため、踏み台の設置は対象となるか。	踏み台については、持ち運びが容易でないものは段差の解消として支給対象となる。 固定してあることがわかるような写真を添付すること。
6	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は支給対象となるか。	玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
7	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として支給対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考えている。
8	ユニットバス	浴室と浴槽の段差解消を目的とした浴槽の交換は対象となるが、付属品（シャワー、シャワー金具、蛇口等）についても認められるか。	浴槽の交換については支給対象となるが、付属品は支給対象とならない。
9	ユニットバス	ユニットバスに取り替える場合、浴室乾燥機や照明、ミラー、浴槽用のフタ、窓、収納棚、タオル掛け、水栓などは支給対象となるか。	支給対象とならない。
10	ユニットバス	現在の浴室が古くなったため、ユニットバスに交換をする予定だが、介護保険の支給対象となるか。	単に古くなったから交換するといった理由では支給対象とならない。高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるために、浴室床と浴槽の底の高低差を適切なものにする浴槽の取替えは、「段差の解消」として支給対象となる。
11	ユニットバス	ユニットバスに交換する際に、壁や天井は介護保険の支給対象となるか。	壁や天井は支給対象とならない。

## 段差の解消

No.	項目	質問	回答
12	ユニットバス	既存の浴室をユニットバスに改修することで、段差の解消等を行う場合、介護保険の支給対象となるか。	ユニットバスについては、本人に必要な住宅改修の項目ごとに見積金額の按分ができる場合のみ対象となる。「一式」で按分できない場合は、支給対象とならない。ユニットバスの場合、対象部分と対象外部分が混在しており、工事の全てが支給対象となるわけではないため、手すりの設置や床材の変更、浴槽の交換（段差の解消）等に関して、見積金額や改修箇所が明確にわかる必要がある。  【対象となる工事例】 ①立ち上がり用の手すりの取り付け ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とした浴室床部分の改修 ③脱衣所と浴室の段差解消を目的とした浴室床部分の改修 ④浴室床と浴槽底の高低差があるため、浴槽の跨ぎを低くすることで段差の解消を行う浴槽の取替え ⑤利用者の身体状況に合わせた引き戸等への取替え
13	複数被保険者	同一世帯に2人の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと考えるが、お風呂の改修工事において、浴槽の取り替えを妻、床材変更と手すりの設置を夫というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。	浴槽の取替えを行う際には、必然的に床材も工事が必要であり、範囲の重複と判断されるため、複数の被保険者での申請はできない。 なお、手すりについては重複していないので可能である。
14	浴槽の取替え	浴槽の取替えに際し、給湯器を取り替えた場合の購入費用や設置費用は支給対象となるか。	支給対象とならない。
15	段差の解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は支給対象とならない。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
16	段差の解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となるか。	手動であっても、これらの設置工事は支給対象とならない。
17	段差の解消	敷居部分について段差解消のため三角材（すりつけ板）を設置しようと考えているが、支給対象となるか。	ねじ等で固定するなど工事を伴うものは支給対象となる。
18	段差の解消	段差解消のため、敷居を撤去する工事は支給対象となるか。	支給対象となる。
19	傾斜の解消	玄関から道路までの通路の傾斜がきつく、車いすでの自力走行が困難なため、緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する工事は、支給対象となるか。	日常生活で使う通路であり、傾斜を緩やかなものにする改修工事は支給対象となる。 (例) 1/4の傾斜勾配のスロープを1/12の緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する工事

## 段差の解消

No.	項目	質問	回答
20	傾斜の解消	母屋と横屋をつなげるために、スロープが設置されていたが、歩行器で室内移動するため、スロープの勾配が急で危険になってきた。そのスロープの距離を伸ばして、勾配を緩やかにする工事は支給対象としていいか。	日常生活で使う通路であり、本人の自立支援という意味で段差の解消として支給対象となる。

## 段差の解消

No.	項目	質問	回答
21	段差の解消	階段の段数を増やして、一段あたりの高さを低くする場合は対象となるか。	支給対象となる。
22	段差の解消	階段の各段差は変えずに平面部分（踏み面）を広くしたりして転倒防止や車いすでの移動を安全なものにするための改修は段差解消として対象となるか。	段差自体は変わっていないため、支給対象とならない。
23	段差の解消	車いす使用の被保険者で、化粧台やキッチンが高く使用しにくいいため、段差解消として化粧台やキッチンの交換は認められるか。	支給対象とならない。
24	段差の解消	手すり付きステップ台の設置は、介護保険の住宅改修として支給対象となるか。	手すりの取付けと段差解消双方の理由や必要性があり、固定されているものであれば支給対象となる。
25	段差の解消	掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事は支給対象として認められるか。	支給対象とならない。
26	段差の解消に伴う付帯工事の取扱い	<p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はこの設置（住宅改修に係るものに限る。）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の（１）から（３）の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととして良いか。</p> <p>（１）水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水洗の蛇口の位置の変更。</p> <p>（２）浴室床が上がったために、相対的に浴槽の床との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事</p> <p>（３）上記（２）の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。</p>	（１）から（３）いずれの場合も支給対象となる。
27	付帯工事	<p>床の段差解消後の床面に併せて、既存の扉の長さ等の加工（ドアノブ位置の変更を含む）は、床の段差解消に伴う付帯工事に含まれるか。</p> <p>（例）段差解消で敷居を撤去した場合に扉の下に隙間ができるが、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事</p>	床の段差解消に伴う付帯工事に含まれる。なお、工事の前後がわかる写真を併せて提出すること。
28	段差解消に伴う扉の交換	段差解消で敷居を撤去した場合に、扉の下に隙間ができるが、それに伴う扉の交換は支給対象となるか。	このような理由での扉の交換はできない。ただし、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事は、付帯工事として支給対象となる。

## 段差の解消

No.	項目	質問	回答
29	付帯工事	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は住宅改修の付帯工事となるとあるが、洗濯等のため掃出し窓にテラスを設置するとともに、転落防止用の柵を設置することは支給対象となるか。	テラスの設置や転落防止用の柵を設置することは支給対象とならない。
30	付帯工事	床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として支給対象となるか。	スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必要な費用として支給対象となる。
31	昇降機設置に伴う犬走り撤去	掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため、昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として支給対象となるか。	昇降機の設置は支給対象とならないことから、犬走りの撤去工事は支給対象とならない。
32	昇降機設置に伴うコンクリート等の舗装	居室への出入りを容易にするため、昇降機設置を検討しているが、設置場所が砂利等で不安定な場合や平面になっていないため、コンクリートで舗装したり、平面にしたいが支給対象となるか。また、設置場所からアプローチ部分が砂利等で不安定なため、コンクリートで舗装する場合はどうか。	昇降機の設置は支給対象とならないことから、設置のためにコンクリートで舗装することは支給対象とならない。また、昇降機等の福祉用具貸与品を設置するために必要な工事についても、支給対象とならない。 このため、昇降機設置場所からアプローチ部分をコンクリートで舗装する場合は、設置部分を除いて申請すること。
33	ウッドデッキやベランダ	洗濯物を干す動作において、庭に降りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキ（テラス）を作成する工事は、支給対象となるか。	ベランダやテラスの全体の床上げは支給対象とならない。今回のケースにおいては、ベランダの増設に該当すると判断し、支給対象とならない。物干し竿の高さの調節を検討してもらいたい。
34	階段高均一	階段の蹴上がり高が、例えばH20・H180・H190のような場合、身体状況の変化によりH130・H130・H130といったように階段高を均一に変更する工事は対象となるか。	国Q&Aに、「玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は段差の解消として支給対象」とあることから、今回のケースのように身体状況の変化により階段高を均一に変更する工事は支給対象となる。
35	通路幅の制限	車いす使用者等が、屋外の段差解消を目的としてスロープ設置や階段等の取付けを住宅改修で行う場合、幅の制限はあるか。	原則、1.5メートル幅を上限とし、必要な範囲内で支給する。
36	通路幅の制限	車いす使用者等が、屋内の通路段差解消を目的として、スロープ設置や階段等の取付けを住宅改修で行う場合、幅の制限はあるか。	本人及び介助者の通行に必要な範囲で支給する。

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

No.	項目	質問	回答
1	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーベットの張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として支給対象となる。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
2	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
3	通路面の材料変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象となる。
4	通路面の材料変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として支給対象となる。
5	腐食した床材	廊下の床材が腐食して通行に支障が生じている場合は、床材の変更となるか。	床材の腐食や破損に対しては、身体状況に関係なく、家屋としての機能を維持するために修繕を行う必要があると考えられるので、支給対象とならない。
6	床又は通路面の材料の変更	滑りやすいフローリングから、滑りにくいフローリングへの変更は対象となるか。	身体状況等から今回のような住宅改修の必要性があり、「滑りにくい」という新たな機能を付加した場合は対象となる。ただし、既存の床材が老朽化によるものと判断した場合や材質が変わらず滑りやすいものの場合には支給対象とならない。必要に応じて、現地調査の実施やカタログの添付等を求め、個別に判断することになる。
7	居室の床材の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居室要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合は支給対象となる可能性がある。理由書へ改修が必要と分かる身体状況等を詳しく記入すること。
8	床材変更の理由	住宅改修で床材の変更が認められる理由は、「滑りの防止及び移動の円滑化等のため」となっているが、本人が這って移動しているために膝への負担を軽くするという理由での床材変更は認められるか。	居室要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合は支給対象となる。
9	通路面の材料変更	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も支給対象となるか。同様に、滑りの防止および移動の円滑化等を目的にカーベットの敷くことは、対象となるか。	マットを浴室内に敷くだけであれば、支給対象とならない。また、カーベットの敷くだけでは支給対象とならない。
10	通路面の材料変更	車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることも、「移動の円滑化」として支給対象と考えてよいか。	老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とする工事は支給対象とならない。

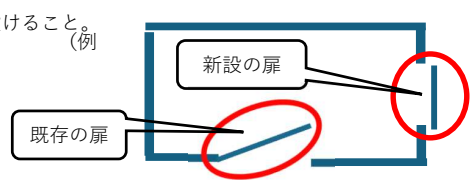
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

No.	項目	質問	回答
11	通路幅の制限	車いす使用者等が、屋外の床材の舗装等を住宅改修で行う場合、幅の制限はあるか。	原則、1.5メートル幅を上限とし、必要な範囲内で支給する。
12	通路幅の制限	車いす使用者等が、屋内の通路床材の変更等を住宅改修で行う場合、幅の制限はあるか。	本人及び介助者の通行に必要な範囲で支給する。
13	通路幅の拡張	廊下幅が狭く、歩行の安定を図るため、廊下床部分（縁側など）を増床する場合は、支給対象となるか。	床面積が広くなり、増築と考えられるため、支給対象とならない。
14	移動の円滑化	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の支給対象となるか。	住宅改修告示の項目にないため、支給対象とならない。

## 引き戸等への扉の取替え

No.	項目	質問	回答
1	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
2	取手の新設	窪んだ溝に指をかけて開ける引き戸について、リウマチ等により指が変形したため開閉に使用が生じている場合、取手を取り付ける改修は支給対象となるか。	今回のケースのように、身体的理由に基づき支障をきたしている場合は支給対象となる。
3	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古く、建付けが悪くなったから新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
4	扉の取替え	築30年の家で、居間の鉄製ドアのさびがひどく、高齢者にとっては重く開かないため、軽いアルミ製のドアに取り替えたいが、支給対象となるか。	今回の場合、築30年経過していることと、さびがひどく、扉が重たいという理由から総合的に勘案し、老朽化による扉の取替えと判断できる。よって、支給対象とならない。
5	扉の取替え	身体的理由から扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、支給対象となるか。 また、その際、窓枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、支給対象となるか。	利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、支給対象となる。 また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となる。
6	扉の取替え	門扉の取替えは、支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
7	扉の取替え	押入れや物入れなどの扉を交換する工事は、住宅改修費の給付対象となるか。	人の出入りのための扉の取替え以外は、支給対象とならない。
8	扉の取替え	車いす利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは支給対象となるか。また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも対象になるか。	被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であれば支給対象となる。引き戸から引き戸への変更についても単に老朽化による場合は対象とならないが、被保険者の身体状況による理由であれば対象となる。
9	扉の取替え	利用者が寝室からトイレへ行く途中、昼間でも廊下が暗いため、廊下に面した扉を、ガラスをはめた扉に取り替え明るさを確保したいが、扉の取替えとして給付対象となるか。	扉の利用自体に支障があるわけではないため、支給対象とならない。
10	扉の取替え	雨戸を取り替える工事については支給対象となるか。	住宅改修の扉の取替えは、扉を取り替えることにより、身体的な改善、移動の円滑化を図ることを目的としているので、被保険者が「洗濯物を干すために庭に出る」等の生活導線上、開け閉めをしなければならないのであれば、支給対象となる。単に雨戸を開け閉めするだけということであれば支給対象とならない。また、単に防犯上の理由による取替えなども、対象とならない。
11	扉の取替え	玄関ドアの取替えについて、タッチキーは支給対象となるか。	動力部分は対象外のため、タッチキー本体及びタッチキーの設置費用については、支給対象とならない。ただし、ドア本体及びドア本体の設置費用は対象となる。

## 引き戸等への扉の取替え

No.	項目	質問	回答
12	扉の撤去	車いすでの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、支給対象となるか。	扉の取替えの拡充として支給対象となる。ただし、心身の状況により扉の開閉が困難な理由等を理由書に記載すること。既存の扉が古くなり、危険なため撤去するという理由であれば、支給対象にならない。
13	引き戸等の新設	平成21年老振発第0420001号により「引き戸等の新設」も介護保険支給対象になったが、具体的にはどういうケースに可能となるのか。	<p>例えば、居室の扉が内開きの扉で、車いすを利用する被保険者のために引き戸に取り替える場合、廊下が狭いためこの場所で扉の取替えができない。このため、居室内の他の壁面に引き戸を新設する場合などが挙げられる。</p> <p>ただし、この場合「引き戸等への扉の取替え」に比べ「引き戸等の新設」による方が、費用が低廉に抑えられる場合に限り支給されるものとなっているため、見積書を2通り提出していただく必要がある。</p> <p>このため、単に生活動線の変更に伴う扉の新設は支給対象とならない。</p> <p>※ここで言う「引き戸等の新設」・・・既存の扉をそのまま残して、新たに別の位置に扉を設けること。</p> <p>※ここで言う「扉位置の変更」・・・既存の扉をなくして（元の扉位置を壁等でふさぐなど）、新たに別の位置に扉を設けること。</p> <p>(例)</p> 
14	付帯工事	開き戸から引き戸に変更するに伴い、電気スイッチの位置の変更やコンセントの位置の変更が必要となった場合、スイッチの位置変更の工事は付帯工事として認められるか。	扉の交換に伴いやむを得ない工事である場合は、付帯工事として認められる。

## 洋式便器等への便器の取替え

No.	項目	質問	回答
1	洋式便器の改修	<p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつかったりという身体状況があり、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして支給対象となるか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>①は支給対象となる。</p> <p>②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象とならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして支給対象となる。</p> <p>③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。そのため、住宅改修の支給対象とならない。</p>
2	洋式便器の改修	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは支給対象となるか。	<p>商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、支給対象となる。</p> <p>※普通便座付きの便器を購入して、別に洗浄機能等（ウォッシュャブル）便座を購入することは対象とならない。</p>
3	既存洋式便器への洗浄機能の取付工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は支給対象とならない。
4	既存洋式便器への自動開閉機能の取付工事	既存の洋式便器の便座を、身体的事情から自動開閉機能が付加された便座に取替えた場合、支給対象となるか。	自動開閉機能のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は支給対象とならない。（洗浄機能等が付加された場合のQ & Aに準じる。）
5	洋式便器の改修	パーキンソン等により既存の洋式便器の便座の高さが高いため、便座の高さが低い洋式便器に変更する場合は支給対象となるか。	身体状況により立ち上がりが困難等の場合、支給対象となる。
6	洋式便器の改修	和式便器から洋式便器に取り替えするにあたり、電気工事が必要となるが、支給対象となるか。	電気工事は支給対象とならない。
7	和式便器の腰掛式への変換	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは支給対象となるか。	腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となるため、住宅改修の支給対象とならない。

洋式便器等への便器の取替え

No.	項目	質問	回答
8	和式便器の腰掛式への変換	「TOTOスワレット（和風改造腰掛便器：CS501）」、「INAX和風アタッチメント（RC-504）」その他類似品は住宅改修となるのか、それとも福祉用具購入となるのか。	<p>スワレットが給水工事（タンクから出ている洗浄管とスワレットを接続）を伴うこと、固定工事（ねじで床固定）を必要とすることから、住宅改修の支給対象となる。</p> <p>（1）スワレット単体での使用は不可能なため、便座（普通便座、暖房便座、洗浄機能付き（ウォシュレット）便座）とあわせて一体なものとして支給対象となる。</p> <p>（2）和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもので、固定及び給排水工事を伴わないものは、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。</p> <p>（3）洋式便器の上に置いて使用する洗浄機能付き補高便座本体は、福祉用具購入の対象とし、その取り付けに伴う給排水工事等は自己負担とする。</p>
9	洋式トイレの向きの変更	身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は、支給対象となるのか。	障害等の身体的事由に対応するため、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も支給対象となる。

洋式便器等への便器の取替え

No.	項目	質問	回答
10	認められる水洗化工事の範囲	便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められているが、具体的にどの部分になるか。	非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思うが、その場合の「水洗化」の工事を対象から外している。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定している。
11	移設	現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、支給対象となるか。	和式便器を取り壊し、別の場所に洋式便器を設置する場合は、和式便器を洋式便器に取り替えたこととなるため、支給対象となる。 しかし、既存の和式便器をそのままにし、新たに洋式便器を設置する場合は、取替えに当たらないため、支給対象とならない。
12	仮設トイレ	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置にかかる費用は、支給対象となるか。	付帯して必要になる住宅改修は、便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は支給対象とならない。
13	複数被保険者	同一世帯に2人（夫婦）の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと考えるが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）を妻（要介護1）、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫（要支援1）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。	それぞれの工事について、住宅改修の必要性があり、重複しなければ可能である。 なお、便器取替えは、その床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えるが、手すりについては重複していないので可能である。
14	付帯工事	男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するか。	単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものとする。
15	付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、壁の壁紙（クロス）も張り替えるが、付帯工事の対象となるか。	支給対象とならない。

## 洋式便器等への便器の取替え

No.	項目	質問	回答
16	付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、手洗いの設置やペーパーホルダー（紙巻器）を設置するが、住宅改修支給の対象となるか。	支給対象とならない。
17	付帯工事	住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象となるか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、当然付帯する行為であることから支給対象となる。

支給関係

No.	項目	質問	回答
1	申請中の住宅改修	要介護認定申請中に住宅改修の事前申請を行い、承認を受け、工事を着工・完了したが、まだ認定結果が出ていない場合、事後申請はできるか。	住宅改修費の事後申請は認定結果が出てから行う。認定結果が自立（非該当）となったときは、事後申請はできず、全額自己負担となる。
2	受領委任払い制度	受領委任払い制度を利用する予定だが、業者の登録は必要か。	本市は、受領委任払い制度について登録制ではない。施工業者が承諾すれば、受領委任払い制度を利用できるので、施工予定業者に事前に確認すること。但し、年2回以上申請する施工業者であれば債権者登録をすることが望ましい。
3	支給額	介護保険の住宅改修支給額は、対象額の7～9割となると思うが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。	支給額は小数点未満切り捨てとなる。  (例) 対象額が20,952円で、本人負担が1割の場合 $20,952 \times 90\% = 18,856.8$ (支給額: 18,856円)
4	消費税の取扱い	見積書、工事内訳書等での消費税額の計算において、端数が生じた場合は切り上げとなるのか、それとも切り捨てとなるのか。	計算方法の定めはなく、切り上げ、切り捨て及び四捨五入のどれを採用するかは事業者の任意である。一般的には利用者負担の少ない切り捨てを採用する事業者が多いとのこと。
5	消費税の取扱い	見積書、工事内訳書等での消費税額の計算において、10円未満を切り捨てすることは認められるのか。	1円未満を切り上げ、切り捨て及び四捨五入のどれかを採用するかは事業者の任意であるが、10円未満を切り捨て等することは認められない。  (例) 工事費277,281円の場合(消費税10%とする) ・認められる場合: 27,728円または27,729円 ・認められない場合: 27,720円または27,730円
6	領収証	領収証は写しでもよいか。	窓口での申請時に領収証の原本を提示することが必要である。なお、原本は確認し、裏面に受付印を押印した後、その場で返却する。ただし、びったりサービスでの申請の場合はPDF形式の提出も可能とする。
7	領収証	事後申請書に添付する領収証の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に工事代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収証を添付すればよいか。	あくまで被保険者本人あての領収証が必要である。
8	領収証	工事の契約が本人と配偶者の連名となっている場合に、領収証の氏名も連名になってしまう。この場合、どうすればいいか。	原則、被保険者本人あての領収証が必要だが、どうしても難しい場合は但し書きにおいて、被保険者の住宅改修である旨を記載すること。ただし、複数人の住宅改修を同時に行う場合は、各々の領収証の発行が必要である。
9	領収証の日付	被保険者本人が前金払いとして事前承認後に工事費全額を施工業者に支払った場合、領収日(領収証の日付)が工事完了日よりも前になるが問題ないか。	事前申請をし、承認を受けているかどうかが重要である。そのため、今回のケースは事前承認後に工事費全額を支払っているため問題ない。
10	クレジット払いのため領収書の提出ができない場合	事後申請時の添付書類として、領収証の提出が必要となるが、支払い方法がクレジット払いを理由に領収証の提出ができない場合はどうすればいいか。	クレジット取引明細書及び当該明細書に係る金額の引き落としを証明する通帳の写しを添付する。(分割払いであれば、全てのクレジット取引明細書及び当該取引明細に係る金額の引き落としを証明する通帳の写しを添付する。)ただし、クレジットカードの名義は被保険者本人に限る。
11	工事内訳書	事後申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があがるが、全て区分しなくてはならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。
12	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればいいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをされたい。

支給関係

No.	項目	質問	回答
13	添付写真の日付	写真に日付を入れ忘れたため、手書きで撮影日を記入してもいいか。	手書きでの記入は不可である。事前申請や事後申請時の写真に日付がない場合は、日付の入った写真に撮り直して再提出していただく必要がある。
14	添付写真	申請に添付する写真は白黒でも問題ないか。	施工前後の状態を確認するため、写真は必ずカラーで提出すること。
15	死亡	在宅の被保険者が、着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合において、住宅改修費の請求は可能か。	住宅改修中に被保険者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分に限り、介護保険の支給対象として申請できる。
16	死亡	在宅の被保険者が、支給申請前に死亡した場合において、住宅改修費の支給申請はどのようにしたらよいか。	死亡時に完成している部分に限り、介護保険の支給対象として申請できる。ただし、別紙「相続人代表者届出及び契約書」を提出すること。また、申請書の申請者氏名欄は、被保険者名と代表相続人名の両方を記入すること。 例) 死亡者が安城太郎さん、代表相続人が安城花子さんの場合 「安城太郎 代表相続人 安城花子」
17	死亡	被保険者が支給申請時に死亡している場合において、相続人がいない場合はどのようにしたらよいか。	被保険者本人が支給申請時に死亡していた場合は、代表相続人がいない=支給を受ける権利を持つ者がいないと扱うため、支給申請はできない。そのため、相続人がいない方へ住宅改修工事を行う場合は償還払いで契約することが望ましい。
18	償還払いの振込口座	償還払いの場合で、振込先を本人ではなく家族の口座に指定することは可能か。	あくまでも被保険者本人の住宅改修であるため、償還払いの場合、原則、本人口座への振込となる。 ※ただし、本人が死亡している場合は、「受領委任状」を提出のうえ、家族等の相続人へ振込する。
19	負担割合	2割負担となる者に対する居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給するのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用する。 ※負担割合および有効期間については、必ず「介護保険負担割合証」で確認すること。
20	時効	住宅改修費の事後申請の時効は何年か。また、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日（領収日）か。	2年で時効となり、起算日は代金支払日（領収日）である。 ※工事完了後、速やかに事後申請を行うこと。
21	支給範囲	被保険者本人又は同居している個人事業主が施工を行う場合、どこまでが支給対象になるか。	被保険者本人又は同居している個人事業主が施工を行った場合、材料費のみ支給対象としている。 なお、被保険者と別居の法人事業者の社員又は個人事業主が業務外として行う場合も同様である。
22	支給範囲	被保険者の家族が法人事業者の社員として施工を行う場合、どこまでが支給対象になるか。	被保険者の家族が法人事業者の社員として施工を行う場合、材料費と工賃が支給対象となる。 なお、被保険者と別居の個人事業主が業務として行う場合も同様である。

その他

No.	項目	質問	回答
1	認定申請前の住宅改修	新規で要介護認定申請をする前に着工した住宅改修は対象となるか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象とならない。
2	事前申請等をせずの住宅改修	介護認定を受けているが、これまで介護サービスを利用していない被保険者が、事前申請及び理由書等の依頼をせずに住宅改修してしまった場合、支給対象となるか。	支給対象とならない。 やむを得ない事情を除き、必ず事前申請を行い、承認を得る必要がある。
3	新規申請中の住宅改修	要介護認定の新規申請中であるが、住宅改修費事前承認申請は必要か。	必ず事前承認申請書を提出し、承認決定を受けてから着工する必要がある。  なお、住宅改修費の事後申請は認定結果が出てから行うことになり、今回のケースで認定結果が自立（非該当）となったときは、事後申請はできない。
4	申請中の住宅改修	要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前承認申請を行うことは可能か。	要介護（要支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前承認申請を行うことができるが、地域包括支援センター職員等による理由書が必要である。 ただし、認定結果が自立（非該当）となった場合は、介護保険による住宅改修の対象にならないので、改修費用は全額自己負担になる。
5	区分変更および更新申請の結果	住宅改修の着工時点では要介護（要支援）認定を受けていた者が、その後の区分変更および更新申請の結果、非該当になった場合、住宅改修の事後申請は可能か。	総工事期間のうち、要介護（要支援）認定の有効期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修費を支給する。 ※工事着工前に非該当となった場合は、支給対象とならない。
6	認定日と認定有効期間にかかる事前申請日	65歳到達前に1号被保険者として要介護認定申請を行い、認定日が65歳到達前（認定有効期間は認定日よりもあとの日）となった場合、いつの時点で住宅改修の事前申請を行うことが可能か。  (例) 認定日：H29.11.7 認定有効期間：H29.11.16～H30.11.30 誕生日：11.17	今回の場合、65歳到達前は1号被保険者としての資格がないため、あくまでも認定有効期間初日となる。
7	2号被保険者の住宅改修	40歳以上65歳未満で介護保険が規定する特定疾病があり、2号被保険者として認定を受けている場合に、介護保険の住宅改修を行うことはできるか。	1号被保険者同様に、介護保険の住宅改修を行うことは可能である。 住宅改修に係る手続きや支給限度額（20万円）は1号被保険者同様となる。
8	生活保護受給者の住宅改修	年齢が65歳以上で、生活保護を受給している方の介護保険住宅改修の手続きはどのように行うのか。	(1) 事前承認申請は通常通り高齢福祉課に申請し、承認の可否を受けること。同時に事前承認申請必要書類のコピーを社会福祉課生活支援係（生活保護担当）に提出し、自己負担分請求に係る必要書類を確認してもらうこと。 (2) 工事完了後、通常通り高齢福祉課に事後申請を行うこと。同時に事後申請必要書類のコピーを社会福祉課生活支援係（生活保護担当）へ提出し、自己負担分を請求すること。なお、領収証は本人あてにすること。
9	みなし2号の住宅改修	40歳以上65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者（みなし2号）の住宅改修はどのように申請するのか。	みなし2号の方は介護保険被保険者でないため、介護保険による住宅改修に係る承認・事後申請は受け付けられない。生活保護費より介護扶助として全額支給するため、諸手続きは安城市役所社会福祉課生活支援係（生活保護担当）へご連絡いただきたい。
10	住宅の所有者の承諾書	住宅の所有者の承諾書の提出はどんな場合に必要か。	住宅改修を予定している被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、「住宅改修に係る承諾書」が必要となる。 ※本市の場合、過度の事務負担を避けるため、同居の親族が所有者の場合は省略できることとしている。

その他

No.	項目	質問	回答
11	住宅の所有者の承諾書	県営住宅や市営住宅の場合、「住宅改修に係る承諾書」はどうすればいいか。	県営住宅の場合は、「工事承認申請書（入居者向）」、市営住宅の場合は、「市営住宅工事承認通知書」をもって、「住宅改修に係る承諾書」に代わる書類とする。詳しくは安城市内の県営住宅の場合は三河住宅管理事務所知立支所、市営住宅の場合は安城市役所建築課市営住宅係にて確認すること。
12	住宅の所有者の承諾書	「住宅改修に係る承諾書」が必要な場合で、何回かに分けて住宅改修を行う場合、その都度「住宅改修に係る承諾書」は必要か。	申請ごとに住宅改修箇所が異なるため、申請の都度「住宅改修に係る承諾書」が必要である。
13	住宅の所有者の承諾書	共有名義の場合、そのうち1人からの承諾書があればいいか。	共有名義の場合、所有者全員の承諾が必要である。
14	住宅の所有者の承諾書	改修する住宅の名義人が死亡している場合、住宅の所有者の承諾書はどうすればいいか。	住宅の所有者は相続人になるので、死亡した名義人ではなく、相続人から承諾をもらうこと。
15	理由書の作成担当	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護予防支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的な知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	本市は、身体状況や住宅環境を把握し、被保険者と永続的に関わる必要があるとの観点から、ケアプランが作成されている場合は、理由書の作成者は居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）が望ましいが、包括の業務として理由書作成があるので、包括支援センターの職員も可能である。
16	理由書の作成担当	住宅改修の理由書について、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上その他これに準ずる資格等を有する者が作成することは可能か。	本市では作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上その他これに準ずる資格等を有する者の作成は認められていない。理由として、最適な改修内容を理由書に反映できるのは、アセスメントやケアプラン作成、利用者及び家族とのやり取りを通じた豊富な経験と、それを通じて培われる高齢者の生活環境や介護ニーズに関する専門的な知識を持つケアマネジャーの方であると考えているため。
17	新築時の工事	住宅を新築する際に、介護保険の住宅改修は利用できるか。	新築は資産の形成にあたるため、介護保険の住宅改修は利用できない。
18	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。 ※住宅が竣工していても、居住していない場合は住宅改修は支給対象とならない。
19	新築工事の竣工日以降の改修工事	家を新築して引っ越しした後、新築したことに伴って敷地内を舗装する外構工事を行う予定であるが、それに合わせてスロープを設置することは住宅改修として認められるか。	あくまで住宅改修は既存の住宅の状況等に基づき必要性を判断するものであり、建物自体が竣工した後でも外構部分はまだ何も工事がされておらず、これから施工しようとする場合は新築するのと同様に、改修とは認められない。
20	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とならない。
21	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものが一般的と考える。しかし、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。 なお、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

その他

No.	項目	質問	回答
22	分譲マンション共用部分の改修費用	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
23	グループホーム等の住宅改修	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）、高齢者グループホームの住宅改修を行うことは可能か。	有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていない。 高齢者が生活する環境において、想定できる必要な改修は施設側であらかじめ行っておくべきもので、工事対象箇所に何らかの対策が講じられているが、なお足りない部分について、個別の案件で高齢者の身体の状況によって必要と認められる場合に限り保険給付を可能とする。なお、その際対象となるのは、居室等の専用部分のみで、共用部分は対象とならない。 ※一般の賃貸住宅同様に、家主の承諾書が必要である。家主の承諾がない場合は住宅改修の申請はできない。
24	店舗部分の改修	個人で商店を営んでおり、昼間は居宅に併設された店舗にいる場合、店舗内に手すりや踏み台を設置する工事は住宅改修の支給対象となるか。	店舗内に設置する設備の費用は、営業用の経費と考えるので、支給対象とならない。
25	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
26	一時的に身を寄せている住宅の改修費	住民票は自宅にあるが、身体は施設にあり、自宅には外泊として帰宅するような場合、介護保険証は自宅の住所となっているため住宅改修の対象としても良いか。	国Q & Aの「一時的に子の住宅に身を寄せている場合、住所地在子の住宅に移されていないと住宅改修の対象とならない」というのは、住所地を移すこと以前に、現に居住する住宅ということを前提としている。質問の内容は住所は自宅にあるが、被保険者の居住する住宅は施設と考えられるため、自宅の住宅改修は支給対象とならない。
27	入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。また、特別養護老人ホーム等を退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修費が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認したうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することができる（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホーム等を退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱い差し支えない。
28	着工後の入院	在宅の被保険者が、住宅改修の着工をし、着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合には、住宅改修費の取扱いはどう	要介護者が入院するまでに工事が完了した部分が支給対象となる。
29	認定有効期間を超えての住宅改修	認定有効期間内に着工したが、工事完了が認定有効期間外になってしまった場合、保険給付はどこまでできるか。	着工後の死亡例に準じ、認定有効期間内に工事が完了している部分が支給対象となる。 ※ただし、保険給付の明確な線引きが困難であるため、認定有効期間内に工事完了するようにすること。
30	家族が行う住宅改修	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合の領収証は、誰が発行したものとなるのか。	「材料を販売した者が発行した領収証」とする。
31	蛇口の交換	手の硬縮等により、蛇口のハンドル式水栓が回せなくなったため、レバー式水栓に交換する工事は支給対象となるか。	対象となる住宅改修の種類に該当するものがないため、支給対象とならない。

その他

No.	項目	質問	回答
32	給付制限期間中の住宅改修	介護保険料滞納により、給付制限期間中であるが、住宅改修を行うことができるか。	住宅改修をすることは可能である。ただし、通常1割から3割の自己負担で利用できる場所であるが、給付額減額の給付制限期間中には3割又は4割の自己負担となる。  ※給付制限適用中の場合は、必ず介護保険証に給付額減額である旨と適用期間が記載されているため、必ず確認すること。
33	複数被保険者	一つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われる場合はどのように申請すべきか。	当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。 例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の事後申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが事後申請を行うこととなる。
34	3段階リセット	要介護度が著しく高くなった場合（3段階アップ）に、20万円の限度額に加えて、新たに20万円の限度額が利用できるようになるが、その基準日はいつになるのか。また、最初の限度額に対して使い切っていない額は、新たに加わる限度額に加算されるのか。	着工日のうち最も早い日（古い工事）時点の要介護状態区分が基準となる。また、前回の限度額の未使用分は、その後の限度額に引き継ぐことができず、リセットされる。
35	転居リセット	現行の家で住宅改修をし、その後建て替えた場合、転居した場合の例外として住宅改修費はリセットされるか。	建て替えは転居ではないため、リセット対象外である。 なお、同一敷地内（番地が違っていても道路等挟んでなければ同一敷地とみなす）で違う場所に建て替えた場合も同様に対象外となる。
36	転居リセット	今まで住んでいた母屋から横屋に居住を移した場合、住宅改修費はリセットされるのか。	母屋と横屋が敷地が違う場合は転居とみなされリセットされるが、同一敷地の場合、リセットされない。
37	転居リセット	区画整理による換地処分により居宅を全く別の場所に移した場合、転居リセットの該当となるか。	当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とならない。 したがって、曳家された住宅は上記には当てはまらないためリセット対象外。ただし、新築した住宅はリセット対象となる。 ※増築についてはリセット対象外。
38	住宅改修の目的	趣味嗜好を目的とした移動等に係る改修やリハビリを主目的とした改修は支給対象となるか。	支給対象とならない。
39	工事内容の追加や内容変更	事前に承認を受けた工事に、追加や内容変更が生じた場合、どのように対応したらいいか。	必ず施工前に保険者に確認すること。
40	オーダー製品	オーダー製品などカタログのない部材を使用する際はどのようにすればいいか。	設計図や配置図などで、サイズやどのようなものを使用するかを分かるようにすること。
41	施工業者の選定	改修工事を行う施工業者は、指定を受けた事業者でないといけないのか。また、市内業者のみといった条件はあるのか。	安城市の介護保険住宅改修では施工業者の指定や市内業者のみといった条件はないので、自由に事業者を選ぶことができる。
42	施工業者の選定	シルバー人材センターに依頼して住宅改修をした場合、介護保険の住宅改修の対象となるか。	支給対象である。ただし、他の施工業者同様に通常通りの書類の提出が必要である。
43	追加工事の時期	前回は行った住宅改修の事後申請をまだ提出していないが、別の住宅改修を行いたいため、事前承認申請を提出することはできるか。	住宅改修の残高により工事対象額が変わる場合があるので、前回の工事に対する事後申請を提出してからでないと、事前承認申請を提出することはできない。事後申請書提出と同時に、次の工事の事前承認申請受付が可能だが、前回の工事の支給額が確定してから次の工事の審査を行う。通常の受付時より審査に時間がかかることをご承知おきいただきたい。
44	質問・立入検査等	住宅改修において、市の職員が工事前や工事後に改修箇所の確認をする場合があると聞いたが、本当か。また、追加で書類の提出を求められることはあるか。	介護保険法第45条第8項、第57条第8項の規定により、工事前や工事後の改修箇所の確認を行ったり、関係者（ケアマネジャーや施工業者等）に対して、報告、帳簿書類の提出や提示等を求めたりする場合がある。